

平成 29 年 5 月 22 日

投資者の皆様へ

T&D アセットマネジメント株式会社

「新興国為替ファンド」の基準価額の下落について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「新興国為替ファンド ブラジルリアル買い」の基準価額の下落に関しまして、下記の通りご案内いたします。

今後ともお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

「新興国為替ファンド」の基準価額

ファンド名	平成 29 年 5 月 19 日 基準価額(円)	平成 29 年 5 月 22 日 基準価額(円)	騰落幅 (円)	騰落率 (%)
ブラジルリアル買い	12,159	11,341	818	6.73

(騰落率は小数点第 3 位四捨五入)

市況情報

	平成 29 年 5 月 18 日	平成 29 年 5 月 19 日	騰落率 (%)
ブラジルリアル(対円レート)	35.33	33.01	6.58

海外の市場については基準価額への反映を考慮し、5 月 18 日と 5 月 19 日と比較しています。

為替レートはルクセンブルク時間午前 10 時近辺のレート、単位は円

(小数点第 3 位四捨五入)

出所:ブルームバーグ

以上

当資料はT & Dアセットマネジメントが情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したのですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また投資信託の取得をご希望の場合は、下記のご留意事項を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

ファンドのお申込みに際してのご留意事項

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクについて

<各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)>

「為替変動リスク」「債券価格変動リスク」

<マネーアカウントファンド>

「債券価格変動リスク」

* 基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引に関する留意点
- ・為替取引等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手先の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ・目標とする投資成果が達成できないリスクについて[マネーアカウントファンドを除く]
- ・ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項[マネーアカウントファンドを除く]
- ・分配金に関する留意点
- ・ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時に負担いただく費用

購入時手数料	購入価額に対して 上限 2.16%(税抜 2.00%) (マネーアカウントファンドの購入はスイッチングによる場合のみとします。)
--------	--

スイッチング時に負担いただく費用

スイッチング時手数料	購入価額に対して 上限 1.08%(税抜 1.00%) (マネーアカウントファンドへのスイッチングには手数料はかかりません。)
------------	---

換金(スイッチングのための換金を含む)時に負担いただく費用

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。(マネーアカウントファンドには信託財産留保額はかかりません。)
換金手数料	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

[各ファンド(マネーアカウントファンドを除く)]

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に年 0.6804% (税抜 0.63%) の率を乗じて得た額とします。
	投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年 0.2%程度
	実質的な負担	年 0.8804% (税抜 0.83%) 程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
その他の 費用・手数料	<p>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</p> <p>また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>	

[マネーアカウントファンド]

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に年 0.594% (税抜 0.55%) 以内の率を乗じて得た額とします。
その他の 費用・手数料	<p>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

* 上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

* 詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。

販売会社の名称等

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
野村證券 株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第 142 号				

* 加入協会に 印を記載しています。